帯広市中心市街地活性化基本計画　新旧対照表（傍線赤文字部分は変更箇所）

変　更　後

１．中心市街地の活性化に関する基本的な方針
［１］～［６］略
［７］中心市街地活性化に関する基本的な方針
Ⅰ～Ⅳ　略
Ⅴ　基本的な方針、目標に基づく事業の展開

基本的方針	目　標	区　分	事　　業	実施年度
街なか居住の促進	街なか居住の促進により、居住人口の増を図る	居住施設整備事業	**1. 開広団地再整備事業**	**H21～H26**
			2. 西２・９西地区優良建築物等整備事業	**H24～H29**
		居住環境向上事業	3. まちなか居住プラットホーム事業	H22～
			4. 町内会加入促進事業	H12～
			5. 自主防災組織の設立促進事業	H17～
			6. 市民活動交流センター運営事業	H18～
			7. おびひろ市民芸術祭事業	S56～
			8. 芸術・文化鑑賞事業	H1～
			9. プラザまつり事業	H7～
			10. 図書館利活用事業	H17～
にぎわいの創出と魅力づくり	既存ストックの活用によるにぎわいの創出と魅力づくりにより、来街者、歩行者の増を図る	にぎわいづくり事業	**11.広小路アーケード空間を活用した集客・回遊・滞留事業**	**H23～**
			12.帯広まちなか歩行者天国事業	**H18～**
			13. おびひろイルミネーションプロジェクト	H14～
			14. 平原のルキア	H15～
			15. OBIHIRO ほっとマグフェスタ	H22～
			16. まちなか産直市	H24～
			17. 2012 フードバレーとかちマラソン大会	H24～
			18. とかちマルシェ事業	H23～
			19. おびひろ平原まつり	S22～
			20. おびひろ菊まつり	S45～
			21. ベーカリーキャンプ	H25～
			22. 社会を明るくする運動	H5～
			23. ガイアナイト in おびひろ	H21～
			24. おびひろ夢あかりアートの街	H12～
			25. 平原通商店街活性化事業	H24～
			26. 栄通商店街活性化事業	H25～
			27. 街なかコミュニティ・ホテル事業	H27
		商店街、個店の魅力づくり事業	28. 商店街活性化事業演出・催事実施事業	S62～
			29. 商店街活性化事業地域いたわり商店街事業	H20～
			30. 商人塾事業（中心市街地活性化基本計画推進事業）	H16～
			31. 自慢の逸品事業	H19～
			32. 北の屋台事業	H13～
			33. 帯広電信通り商店街活性化事業	H23～
			34. まちなかインキュベーション事業	H23～
		その他の事業	35. 市営駐車場管理・運営事業	S49～
			36. まち美化サポート事業（クリーン・キャンパス・２１）	H13～
			37. 共通駐車券事業	H1～
			38. 商店街活性化事業歩道ﾛｰﾄﾞﾋｰﾃｨﾝｸﾞ設備維持事業	H11～
			39. 駅北多目的広場花いっぱい事業	H22～
			40. 帯広商工会議所まちなか支所運営事業	H22～
			41. 買物共通バス券事業	H14～
			42. 高齢者おでかけサポートバス事業	H24～
			43. エコバスセンターりくる事業	H22～
			44. 環境問題教室	H19～
			45. 元気おびひろ！　まちなか食遊バスパック事業	H24～
			46. まちなか活性化懇談会実施事業	H24～

※太字は核となる事業、網掛は平成 24 年度以降から開始される事業

変　更　前

１．中心市街地の活性化に関する基本的な方針
［１］～［６］略
［７］中心市街地活性化に関する基本的な方針
Ⅰ～Ⅳ　略
Ⅴ　基本的な方針、目標に基づく事業の展開

基本的方針	目　標	区　分	事　　業	実施年度
街なか居住の促進	街なか居住の促進により、居住人口の増を図る	居住施設整備事業	**1. 開広団地再整備事業**	**H21～H26**
			2. 西２・９西地区優良建築物等整備事業	**H24～H27**
		居住環境向上事業	3. まちなか居住プラットホーム事業	H22～
			4. 町内会加入促進事業	H12～
			5. 自主防災組織の設立促進事業	H17～
			6. 市民活動交流センター運営事業	H18～
			7. おびひろ市民芸術祭事業	S56～
			8. 芸術・文化鑑賞事業	H1～
			9. プラザまつり事業	H7～
			10. 図書館利活用事業	H17～
にぎわいの創出と魅力づくり	既存ストックの活用によるにぎわいの創出と魅力づくりにより、来街者、歩行者の増を図る	にぎわいづくり事業	**11.広小路アーケード空間を活用した集客・回遊・滞留事業**	**H23～**
			12.帯広まちなか歩行者天国事業	**H18～**
			13. おびひろイルミネーションプロジェクト	H14～
			14. 平原のルキア	H15～
			15. OBIHIRO ほっとマグフェスタ	H22～
			16. まちなか産直市	H24～
			17. 2012 フードバレーとかちマラソン大会	H24～
			18. とかちマルシェ事業	H23～
			19. おびひろ平原まつり	S22～
			20. おびひろ菊まつり	S45～
			21. ベーカリーキャンプ	H25～
			22. 社会を明るくする運動	H5～
			23. ガイアナイト in おびひろ	H21～
			24. おびひろ夢あかりアートの街	H12～
			25. 平原通商店街活性化事業	H24～
			26. 栄通商店街活性化事業	H25～
		商店街、個店の魅力づくり事業	27. 商店街活性化事業演出・催事実施事業	S62～
			28. 商店街活性化事業地域いたわり商店街事業	H20～
			29. 商人塾事業（中心市街地活性化基本計画推進事業）	H16～
			30. 自慢の逸品事業	H19～
			31. 北の屋台事業	H13～
			32. 帯広電信通り商店街活性化事業	H23～
			33. まちなかインキュベーション事業	H23～
		その他の事業	34. 市営駐車場管理・運営事業	S49～
			35. まち美化サポート事業（クリーン・キャンパス・２１）	H13～
			36. 共通駐車券事業	H1～
			37. 商店街活性化事業歩道ﾛｰﾄﾞﾋｰﾃｨﾝｸﾞ設備維持事業	H11～
			38. 駅北多目的広場花いっぱい事業	H22～
			39. 帯広商工会議所まちなか支所運営事業	H22～
			40. 買物共通バス券事業	H14～
			41. 高齢者おでかけサポートバス事業	H24～
			42. エコバスセンターりくる事業	H22～
			43. 環境問題教室	H19～
			44. 元気おびひろ！　まちなか食遊バスパック事業	H24～
			45. （仮称）まちなか懇談会実施事業	H24～

※太字は核となる事業、網掛は平成 24 年度以降から開始される事業

Ⅵ　中心市街地活性化のイメージ図

○中心商業地区

本地区では、地元百貨店や商店街が立地しており、商業機能が集積している。様々なイベント事業などによりにぎわいを創出し、空き店舗対策事業などにより商業機能の充実を図るほか、現在空き地となっている区域では、居住施設を含む複合ビルを整備し、街なか居住者の増加を図る。

地区内において実施、関連する事業（※）

2, 3, 4, 5, 6, 11, 12, 13, 14, 15, 16, 17, 18, 19, 20, 21, 22, 23, 24, 25, 26, 27, 28, 29, 30, 31, 32, 33, 34, 35, 36, 37, 38, 39, 40, 41, 42, 43, 44, 45, 46

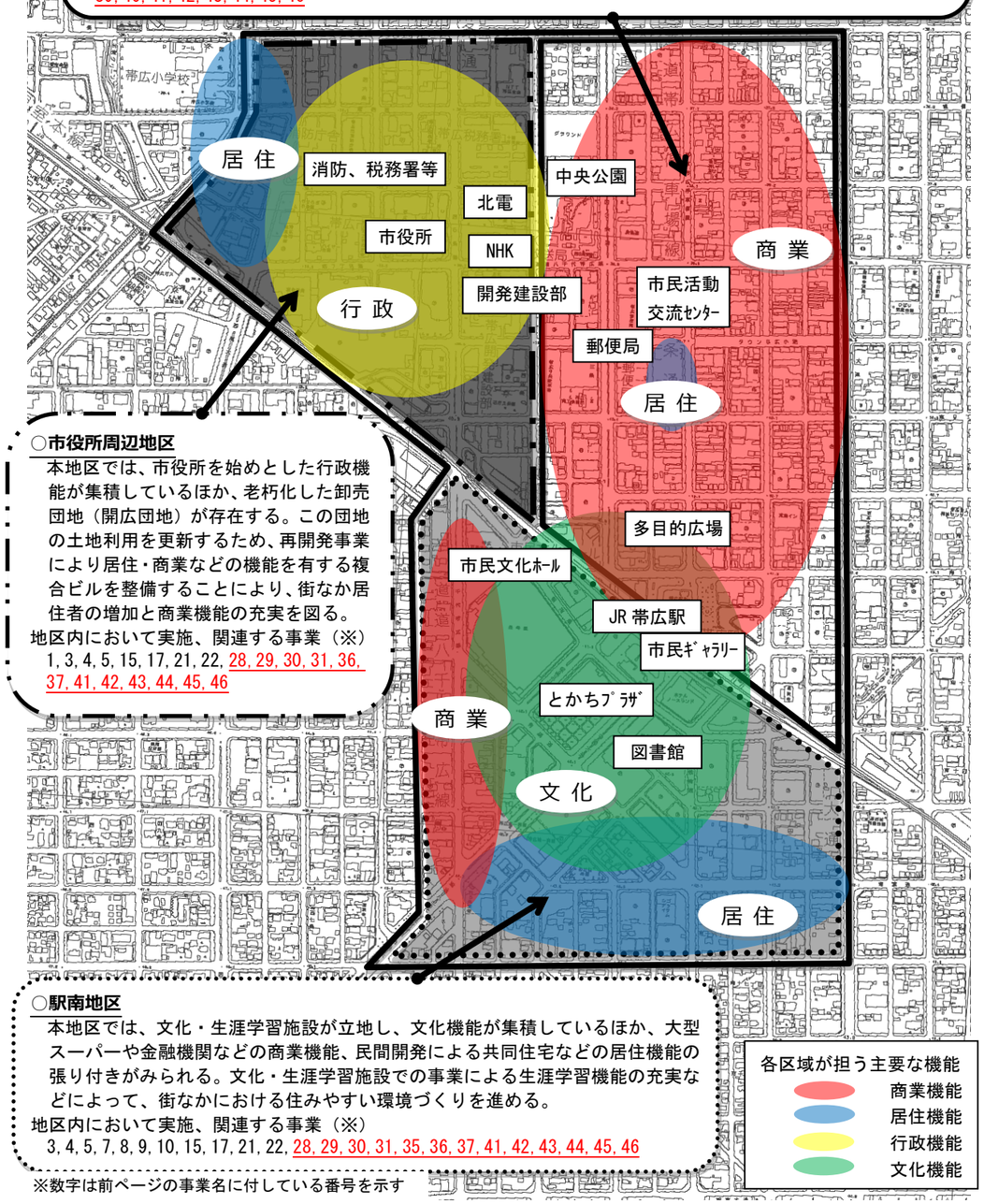

○市役所周辺地区

本地区では、市役所を始めとした行政機能が集積しているほか、老朽化した卸売団地（開広団地）が存在する。この団地の土地利用を更新するため、再開発事業により居住・商業などの機能を有する複合ビルを整備することにより、街なか居住者の増加と商業機能の充実を図る。

地区内において実施、関連する事業（※）

1, 3, 4, 5, 15, 17, 21, 22, 28, 29, 30, 31, 36, 37, 41, 42, 43, 44, 45, 46

○駅南地区

本地区では、文化・生涯学習施設が立地し、文化機能が集積しているほか、大型スーパーや金融機関などの商業機能、民間開発による共同住宅などの居住機能の張り付きがみられる。文化・生涯学習施設での事業による生涯学習機能の充実などによって、街なかにおける住みやすい環境づくりを進める。

地区内において実施、関連する事業（※）

3, 4, 5, 7, 8, 9, 10, 15, 17, 21, 22, 28, 29, 30, 31, 35, 36, 37, 41, 42, 43, 44, 45, 46

※数字は前ページの事業名に付している番号を示す

Ⅵ　中心市街地活性化のイメージ図

○中心商業地区

本地区では、地元百貨店や商店街が立地しており、商業機能が集積している。様々なイベント事業などによりにぎわいを創出し、空き店舗対策事業などにより商業機能の充実を図るほか、現在空き地となっている区域では、居住施設を含む複合ビルを整備し、街なか居住者の増加を図る。

地区内において実施、関連する事業（※）

2, 3, 4, 5, 6, 11, 12, 13, 14, 15, 16, 17, 18, 19, 20, 21, 22, 23, 24, 25, 26, 27, 28, 29, 30, 31, 32, 33, 34, 35, 36, 37, 38, 39, 40, 41, 42, 43, 44, 45

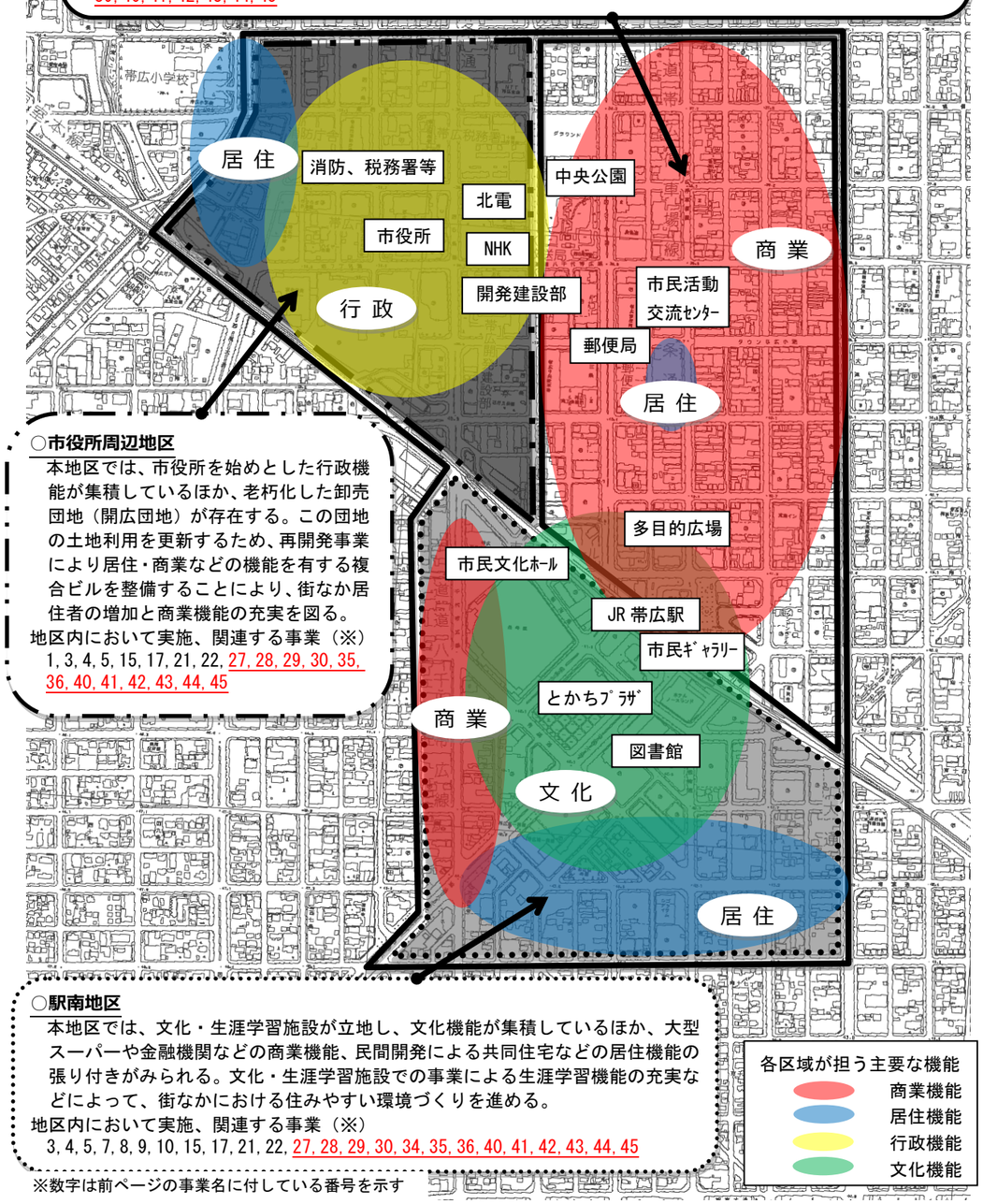

○市役所周辺地区

本地区では、市役所を始めとした行政機能が集積しているほか、老朽化した卸売団地（開広団地）が存在する。この団地の土地利用を更新するため、再開発事業により居住・商業などの機能を有する複合ビルを整備することにより、街なか居住者の増加と商業機能の充実を図る。

地区内において実施、関連する事業（※）

1, 3, 4, 5, 15, 17, 21, 22, 27, 28, 29, 30, 35, 36, 40, 41, 42, 43, 44, 45

○駅南地区

本地区では、文化・生涯学習施設が立地し、文化機能が集積しているほか、大型スーパーや金融機関などの商業機能、民間開発による共同住宅などの居住機能の張り付きがみられる。文化・生涯学習施設での事業による生涯学習機能の充実などによって、街なかにおける住みやすい環境づくりを進める。

地区内において実施、関連する事業（※）

3, 4, 5, 7, 8, 9, 10, 15, 17, 21, 22, 27, 28, 29, 30, 34, 35, 36, 40, 41, 42, 43, 44, 45

※数字は前ページの事業名に付している番号を示す

２．～４．略

５．都市福利施設を整備する事業に関する事項
［１］略
［２］具体的事業の内容
（１）～（２）①　略
（２）②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名： 西２・９西地区優良建築物等整備事業 内容： 大型建築物解体により発生した中心市街地の空地において、居住施設など複合的な機能を有する施設整備を行う事業 実施時期： 平成24年度～平成29年度	民間事業者	本市の中心市街地は、ＪＲ帯広駅から北側へ伸びる平原通（西２条通）がメインストリートの一つとなっており、唯一の百貨店や広小路アーケードもこの通りに面しているほか、帯広まちなか歩行者天国やおびひろ平原まつりなど、主要なイベントの会場としても活用されている。 そのため、本市の中心市街地の活性化を図る上では、「平原通」沿線の活性化が重要である。 本事業が実施される土地は、以前は金融機関が入る大型の建築物が存在していたが、現在は解体され更地となっている状況にある。 本事業は、居住施設のほか、商業施設や高齢者向けのサービスを担う施設、クリニック等を整備することにより、にぎわい創出効果に加え、街なか居住を促進させることから、中心市街地の活性化に必要である。	支援措置の内容： 社会資本整備総合交付金（優良建築物等整備事業） 実施時期： 平成 24 年度～平成 29 年度	特になし

（３）～（４）略

２．～４．略

５．都市福利施設を整備する事業に関する事項
［１］略
［２］具体的事業の内容
（１）～（２）①　略
（２）②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名： 西２・９西地区優良建築物等整備事業 内容： 大型建築物解体により発生した中心市街地の空地において、居住施設など複合的な機能を有する施設整備を行う事業 実施時期： 平成24年度～平成27年度	民間事業者	本市の中心市街地は、ＪＲ帯広駅から北側へ伸びる平原通（西２条通）がメインストリートの一つとなっており、唯一の百貨店や広小路アーケードもこの通りに面しているほか、帯広まちなか歩行者天国やおびひろ平原まつりなど、主要なイベントの会場としても活用されている。 そのため、本市の中心市街地の活性化を図る上では、「平原通」沿線の活性化が重要である。 本事業が実施される土地は、以前は金融機関が入る大型の建築物が存在していたが、現在は解体され更地となっている状況にある。 本事業は、居住施設のほか、商業施設や高齢者向けのサービスを担う施設、クリニック等を整備することにより、にぎわい創出効果に加え、街なか居住を促進させることから、中心市街地の活性化に必要である。	支援措置の内容： 社会資本整備総合交付金（優良建築物等整備事業） 実施時期： 平成 24 年度～平成 27 年度	特になし

（３）～（４）略

６．公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項

［１］略

［２］具体的事業の内容

（１）～（２）①　略

（２）②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名： 西２・９西地区優良建築物等整備事業（再掲） 内容： 大型建築物解体により発生した中心市街地の空地において、居住施設など複合的な機能を有する施設整備を行う事業 実施時期： 平成24年度～平成29年度	民間事業者	本市の中心市街地は、ＪＲ帯広駅から北側へ伸びる平原通（西２条通）がメインストリートの一つとなっており、唯一の百貨店や広小路アーケードもこの通りに面しているほか、帯広まちなか歩行者天国やおびひろ平原まつりなど、主要なイベントの会場としても活用されている。 そのため、本市の中心市街地の活性化を図る上では、「平原通」沿線の活性化が重要である。 本事業が実施される土地は、以前は金融機関が入る大型の建築物が存在していたが、現在は解体され更地となっている状況にある。 本事業は、居住施設のほか、商業施設や高齢者向けのサービスを担う施設、クリニック等を整備することにより、にぎわい創出効果に加え、街なか居住を促進させることから、中心市街地の活性化に必要である。	支援措置の内容： 社会資本整備総合交付金（優良建築物等整備事業） 実施時期： 平成 24 年度～平成 29 年度	特になし

（３）～（４）略

６．公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項

［１］略

［２］具体的事業の内容

（１）～（２）①　略

（２）②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名： 西２・９西地区優良建築物等整備事業（再掲） 内容： 大型建築物解体により発生した中心市街地の空地において、居住施設など複合的な機能を有する施設整備を行う事業 実施時期： 平成24年度～平成27年度	民間事業者	本市の中心市街地は、ＪＲ帯広駅から北側へ伸びる平原通（西２条通）がメインストリートの一つとなっており、唯一の百貨店や広小路アーケードもこの通りに面しているほか、帯広まちなか歩行者天国やおびひろ平原まつりなど、主要なイベントの会場としても活用されている。 そのため、本市の中心市街地の活性化を図る上では、「平原通」沿線の活性化が重要である。 本事業が実施される土地は、以前は金融機関が入る大型の建築物が存在していたが、現在は解体され更地となっている状況にある。 本事業は、居住施設のほか、商業施設や高齢者向けのサービスを担う施設、クリニック等を整備することにより、にぎわい創出効果に加え、街なか居住を促進させることから、中心市街地の活性化に必要である。	支援措置の内容： 社会資本整備総合交付金（優良建築物等整備事業） 実施時期： 平成 24 年度～平成 27 年度	特になし

（３）～（４）略

７．中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業その他の商業の活性化のための事業及び措置に関する事項
［１］略
［２］具体的事業の内容
（１）略
（２）①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名：帯広まちなか歩行者天国事業 （略）	（略）	（略）	（略）	（略）
事業名：商店街活性化事業演出・催事実施事業 （略）	（略）	（略）	（略）	（略）
事業名：商店街活性化事業地域いたわり商店街事業 （略）	（略）	（略）	（略）	（略）
事業名：商人塾事業（中心市街地活性化基本計画推進事業） （略）	（略）	（略）	（略）	（略）
事業名：栄通商店街活性化事業 （略）	（略）	（略）	（略）	（略）
事業名：街なかコミュニティ・ホテル事業 内容：コミュニティ機能を持つホテルを整備する事業 実施時期：平成27年度	十勝シティデザイン株式会社	廃業したホテルの建物にリノベーションを施し、外国人旅行客などにとっても使い勝手のよいホステル型のホテル及び沿道に面する本建物１階部分に地元住民も利用できるカフェ・バー機能付イベントスペースを設ける施設整備事業を実施する。 中心市街地における交流人口の増加、にぎわいの創出効果が期待されることから、中心市街地の活性化に必要である。	支援措置： 中心市街地再生事業費補助金又は中心市街地再興戦略事業費補助金 実施時期： 平成 27 年度	特になし

（２）②～（４）略

７．中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業その他の商業の活性化のための事業及び措置に関する事項
［１］略
［２］具体的事業の内容
（１）略
（２）①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名：帯広まちなか歩行者天国事業 （略）	（略）	（略）	（略）	（略）
事業名：商店街活性化事業演出・催事実施事業 （略）	（略）	（略）	（略）	（略）
事業名：商店街活性化事業地域いたわり商店街事業 （略）	（略）	（略）	（略）	（略）
事業名：商人塾事業（中心市街地活性化基本計画推進事業） （略）	（略）	（略）	（略）	（略）
事業名：栄通商店街活性化事業 （略）	（略）	（略）	（略）	（略）
新規追加				

（２）②～（４）略

８．４から７までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項
［１］略
［２］具体的事業の内容
（１）～（３）略
（４）国の支援措置がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名：買物共通バス券事業 （略）	（略）	（略）	（略）	（略）
事業名：高齢者おでかけサポートバス事業 （略）	（略）	（略）	（略）	（略）
事業名：エコバスセンターりくる事業 （略）	（略）	（略）	（略）	（略）
事業名：環境問題教室 （略）	（略）	（略）	（略）	（略）
事業名：元気おびひろ！まちなか食遊バスパック事業 （略）	（略）	（略）	（略）	（略）
事業名：まちなか活性化懇談会実施事業 内容： 中心市街地の活性化を推進するため、商業者をはじめとする当事者や、様々な立場の人たちから意見を聴取する場をつくり、取り組みに繋げていく事業 実施時期： 平成24年度から実施	帯広市中心市街地活性化協議会	中心市街地の活性化を進めるためには、商業者などをはじめとする当事者意識を持ち、店舗や商店街の魅力向上が図られていく必要がある。 このため、当事者意識を醸成していくために、当事者、消費者、学生、行政等、様々な立場から意見を聴取する場をつくり、この場から当事者が刺激を受け、自らの創意・工夫により取り組みを展開し、計画が推進されるよう図っていく。 中心市街地の活性化を当事者が主体的に進めていくために必要な事業であり、中心市街地の活性化に必要である。	国以外の支援措置の内容：特になし	特になし

８．４から７までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項
［１］略
［２］具体的事業の内容
（１）～（３）略
（４）国の支援措置がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名：買物共通バス券事業 （略）	（略）	（略）	（略）	（略）
事業名：高齢者おでかけサポートバス事業 （略）	（略）	（略）	（略）	（略）
事業名：エコバスセンターりくる事業 （略）	（略）	（略）	（略）	（略）
事業名：環境問題教室 （略）	（略）	（略）	（略）	（略）
事業名：元気おびひろ！まちなか食遊バスパック事業 （略）	（略）	（略）	（略）	（略）
事業名：（仮称）まちなか懇談会実施事業 内容： 中心市街地の活性化を推進するため、商業者をはじめとする当事者や、様々な立場の人たちから意見を聴取する場をつくり、取り組みに繋げていく事業 実施時期： 平成24年度から実施	帯広市中心市街地活性化協議会	中心市街地の活性化を進めるためには、商業者などをはじめとする当事者意識を持ち、店舗や商店街の魅力向上が図られていく必要がある。 このため、当事者意識を醸成していくために、当事者、消費者、学生、行政等、様々な立場から意見を聴取する場をつくり、この場から当事者が刺激を受け、自らの創意・工夫により取り組みを展開し、計画が推進されるよう図っていく。 中心市街地の活性化を当事者が主体的に進めていくために必要な事業であり、中心市街地の活性化に必要である。	国以外の支援措置の内容：特になし	特になし

◇　４から８までに掲げる事業及び措置の実施箇所（４６事業）

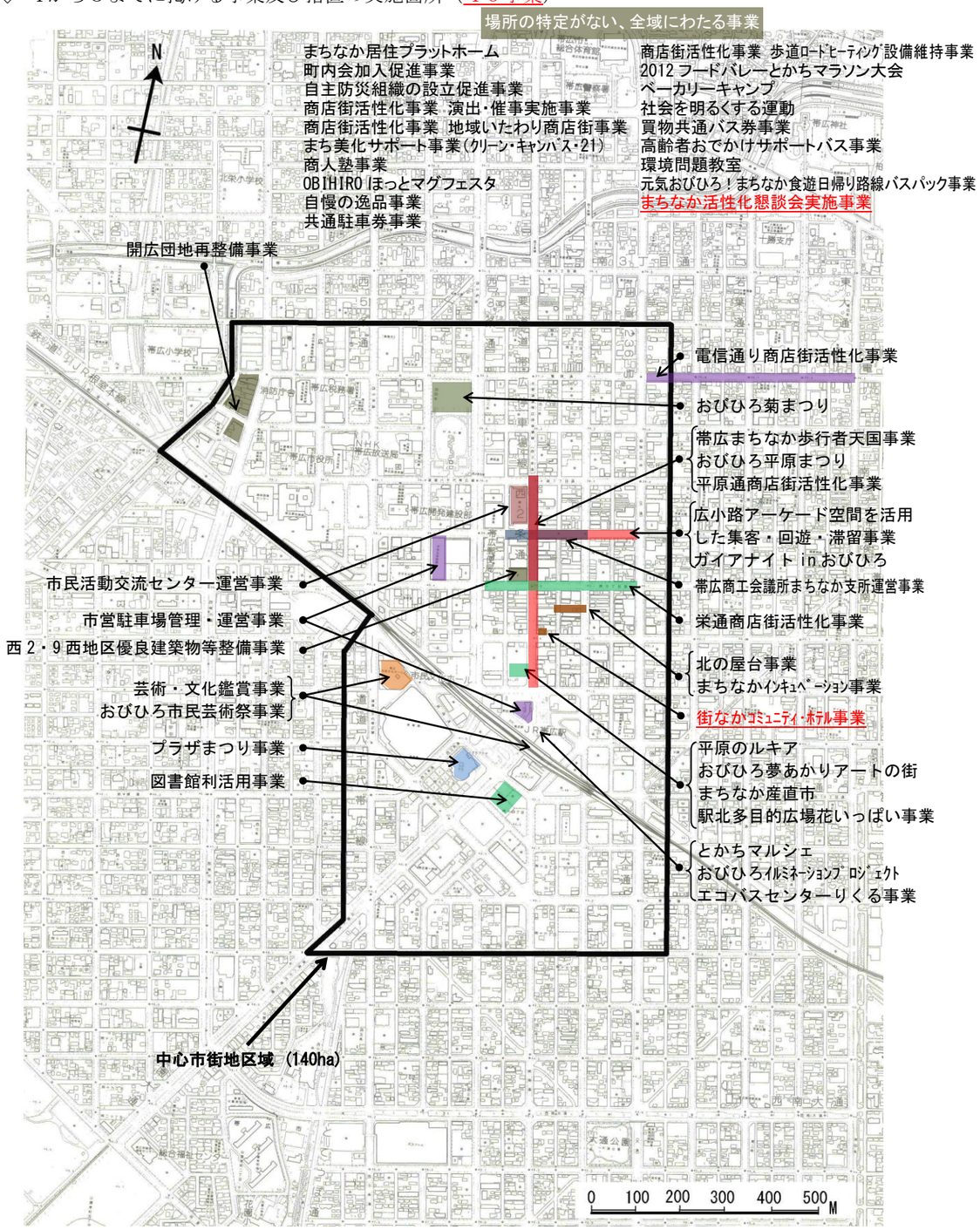

◇　４から８までに掲げる事業及び措置の実施箇所（４５事業）

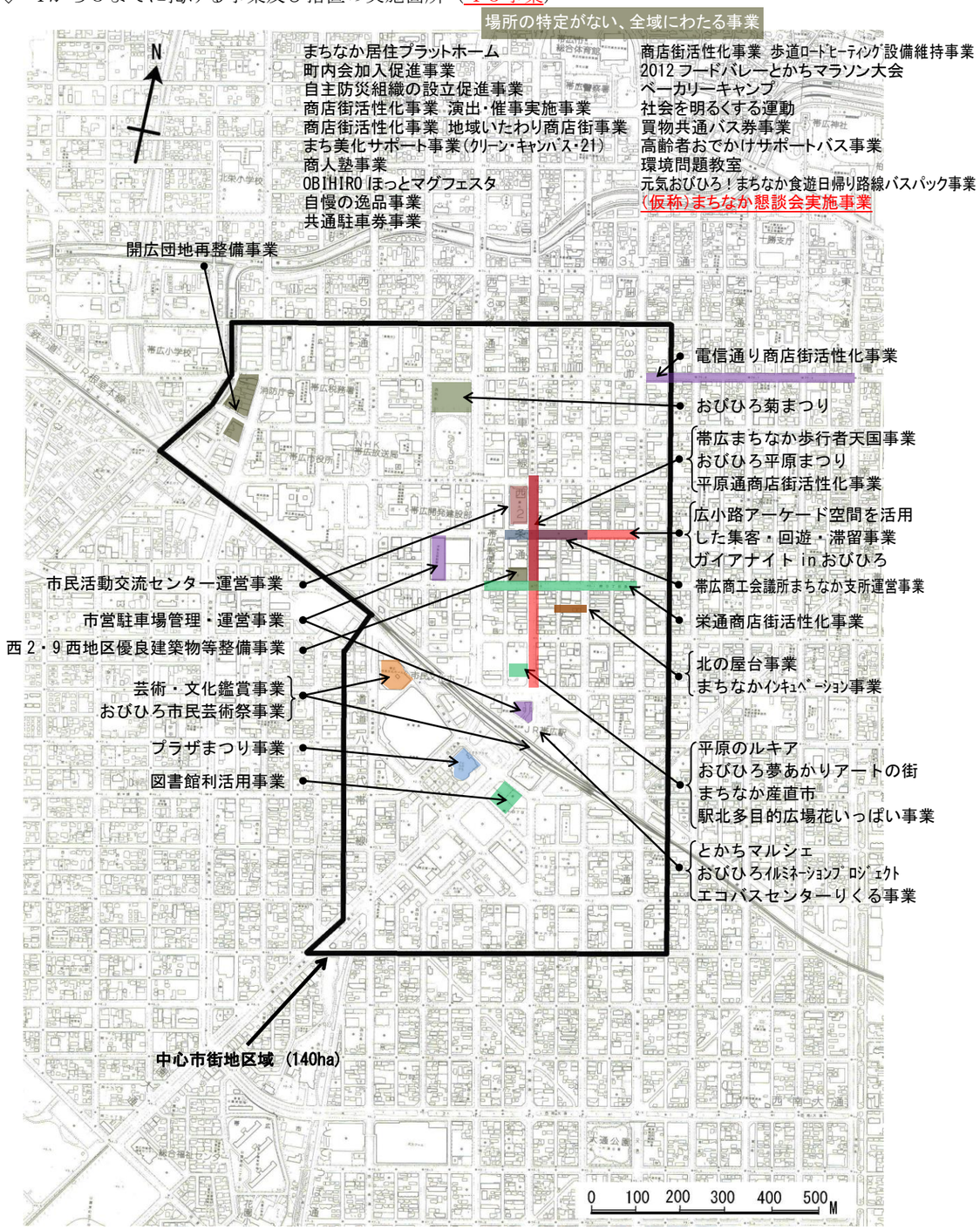

９．４から８までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項 ［１］略 ［２］中心市街地活性化協議会に関する事項 帯広商工会議所が中心となって、平成 18 年 12 月「中心市街地活性化協議会設立準備会」を発足し、法定協議会の設立に向けて、協議会準備会委員等の協議を開始した。 平成 19 年 1 月より「中心市街地活性化協議会準備会」において、具体的事業等の協議を行っている。 協議会の設立 ・法第 15 条第 1 項第 1 号「イ」特定非営利活動法人「十勝まちづくり住の会」 ・法第 15 条第 1 項第 2 号「イ」帯広商工会議所により組織する。 なお、特定非営利活動法人「十勝まちづくり住の会」については、法第 52 条に規定する業務を定款に追加し、変更認可を受けたことから、法第 51 条の規定にもとづき中心市街地整備推進機構として指定（平成 19 年 4 月 20 日）した。 また、平成 24 年度には、構成員が多くこれまでの協議会で活発に発言することが難しかったという観点から、第 2 期帯広市中心市街地活性化基本計画の策定を見据えて協議会の構成員を 26 名から 12 名に減少させる一方、開催回数を増加させており、より実質的な議論を行っている。 平成 25 年度からは、「中心市街地のあり方検討部会」、「まちなか活性化懇談会部会」の２つの専門部会を設置し、さらに議論を深めている。 協議会の構成員（平成 24 年度～） ※図表（略） 協議会の開催経過 ・平成 24 年 3 月 22 日　第 1 期計画の総括について ・平成 24 年 6 月 4 日　第 2 期計画骨子案について ・平成 24 年 7 月 2 日　第 2 期計画及び推進するための仕組みづくりについて ・平成 24 年 7 月 11 日　第 2 期計画及び推進するための仕組みづくりについて ・平成 24 年 7 月 12 日　第 2 期計画及び推進するための仕組みづくりについて ・平成 24 年 8 月 2 日　第 2 期計画及び推進するための仕組みづくりについて ・平成 24 年 8 月 29 日　第 2 期計画及び推進するための仕組みづくりについて ・平成 24 年 9 月 28 日　第 2 期計画及び推進するための仕組みづくりについて ・平成 24 年 11 月 8 日　第 2 期計画及び推進するための仕組みづくりについて ・平成 25 年 1 月 17 日　第 2 期計画に対する意見について ・平成 25 年 4 月 24 日　第 2 期計画の認定、まちなか活性化懇談会の実施について ・平成 25 年 7 月 5 日　第 2 期計画の進捗状況、まちなか活性化懇談会の報告について ・平成 25 年 12 月 10 日　第 2 期計画の進捗状況、専門部会の開催について ・平成 26 年 5 月 13 日　平成 25 年度フォローアップ、協議会事業報告について ・平成 26 年 11 月 28 日　第 2 期計画の変更について（意見聴取） このほか、専門部会を平成 25 年度に 2 回、平成 26 年度に 3 回開催（平成 26 年 12 月現在）。 第２期計画を推進するための仕組みづくり 中心市街地における商業者を始めとする関係者が自らの創意・工夫により、これまで以上に当事者意識を持って計画が推進されるよう、議論を深めていく。	９．４から８までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項 ［１］略 ［２］中心市街地活性化協議会に関する事項 帯広商工会議所が中心となって、平成 18 年 12 月「中心市街地活性化協議会設立準備会」を発足し、法定協議会の設立に向けて、協議会準備会委員等の協議を開始した。 平成 19 年 1 月より「中心市街地活性化協議会準備会」において、具体的事業等の協議を行っている。 協議会の設立 ・法第 15 条第 1 項第 1 号「イ」特定非営利活動法人「十勝まちづくり住の会」 ・法第 15 条第 1 項第 2 号「イ」帯広商工会議所により組織する。 なお、特定非営利活動法人「十勝まちづくり住の会」については、法第 52 条に規定する業務を定款に追加し、変更認可を受けたことから、法第 51 条の規定にもとづき中心市街地整備推進機構として指定（平成 19 年 4 月 20 日）した。 また、平成 24 年度には、構成員が多くこれまでの協議会で活発に発言することが難しかったという観点から、第 2 期帯広市中心市街地活性化基本計画の策定を見据えて協議会の構成員を 26 名から 12 名に減少させる一方、開催回数を増加させており、より実質的な議論を行っている。 協議会の構成員（平成 24 年度～） ※図表（略） 協議会の開催経過 ・平成 24 年 3 月 22 日　第 1 期計画の総括について ・平成 24 年 6 月 4 日　第 2 期計画骨子案について ・平成 24 年 7 月 2 日　第 2 期計画及び推進するための仕組みづくりについて ・平成 24 年 7 月 11 日　第 2 期計画及び推進するための仕組みづくりについて ・平成 24 年 7 月 12 日　第 2 期計画及び推進するための仕組みづくりについて ・平成 24 年 8 月 2 日　第 2 期計画及び推進するための仕組みづくりについて ・平成 24 年 8 月 29 日　第 2 期計画及び推進するための仕組みづくりについて ・平成 24 年 9 月 28 日　第 2 期計画及び推進するための仕組みづくりについて ・平成 24 年 11 月 8 日　第 2 期計画及び推進するための仕組みづくりについて ・平成 25 年 1 月 17 日　第 2 期計画に対する意見について 第２期計画を推進するための仕組みづくり 中心市街地における商業者を始めとする関係者が自らの創意・工夫により、これまで以上に当事者意識を持って計画が推進されるよう、議論を深めていく。

○仕組みづくり（まちなか活性化懇談会）の全体像

仕組みづくり

中心市街地活性化協議会

名称：まちなか活性化懇談会

目的：当事者意識を醸成する場

人づくり　店づくり　街づくり

想定される参加者

当 事 者：商業者、街なかの活性化に関わる人びと
行 政 等：市、商工会議所、各種支援機関等
消費者等：消費者、学生等（様々な年代、背景を持つ人びと）

場の形態、テーマ

形　態：会議、意見交換会、セミナー、ワークショップ
テーマ：中心市街地活性化の進捗状況等により適宜設定

すすめ方

構成員は商業者を始めとする当事者を基本として、テーマ、形態は固定的なものとせず、広く意見を聴取、議論し、当事者に何が求められ、何をすべきか等について、情報の共有と意識の醸成を図る。（月１回を目途に実施）

中心市街地活性化協議会による意見書（平成２５年１月２１日）

※図表（略）

○仕組みづくり（（仮称）まちなか懇談会）の全体像

仕組みづくり

中心市街地活性化協議会

名称：（仮称）まちなか懇談会

目的：当事者意識を醸成する場

人づくり　店づくり　街づくり

想定される参加者

当 事 者：商業者、街なかの活性化に関わる人びと
行 政 等：市、商工会議所、各種支援機関等
消費者等：消費者、学生等（様々な年代、背景を持つ人びと）

場の形態、テーマ

形　態：会議、意見交換会、セミナー、ワークショップ
テーマ：中心市街地活性化の進捗状況等により適宜設定

すすめ方

構成員は商業者を始めとする当事者を基本として、テーマ、形態は固定的なものとせず、広く意見を聴取、議論し、当事者に何が求められ、何をすべきか等について、情報の共有と意識の醸成を図る。（月１回を目途に実施）

中心市街地活性化協議会による意見書（平成２５年１月２１日）

※図表（略）